

報告第29号

西海市立図書館等に勤務した会計年度任用職員の報酬に係る遅延  
損害金の額を定めることについての専決処分の報告について

西海市立図書館等に勤務した会計年度任用職員の時間外勤務に対する報酬について、支給未済となっていた期間の分を遡及して支給したことに伴い、係る遅延損害金を対象となる会計年度任用職員に支払うため、当該遅延損害金の額の決定について、地方自治法（昭和 22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 4 年 1 2 月 2 日

西海市長 杉澤 泰彦

## 専決処分第 16 号

遅延損害金の額を定め、支払うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 1 4 日 専決

西海市長 杉澤 泰彦

西海市立図書館等に勤務した会計年度任用職員の報酬に係る遅延損害金の額を定めることについて

西海市立図書館等に勤務した会計年度任用職員の休憩時間における勤務に対する時間外勤務報酬等について、これまで支給未済となっていた令和 2 年 3 月から令和 4 年 3 月までの分を遡及して支給したことに伴い、係る遅延損害金について、その請求権を放棄した者を除く 10 名の会計年度任用職員に支払う額を次のとおり定める。

- 1 相手方 別紙のとおり
- 2 損害賠償額 別紙のとおり
- 3 概要 西海市立図書館等に勤務した会計年度任用職員 20 名について、令和 2 年 3 月から令和 4 年 3 月までの間、一人勤務時に休憩時間が確保されず、よって当該時間が時間外勤務となり、また、事前の振替手続によらず週休日に出勤させ、よって当該勤務が休日勤務となったが、それぞれ対象となる時間外勤務報酬及び割増分報酬を支給していなかったため、遡及して当該報酬を支給したことに伴い、係る遅延損害金について、その請求権を放棄した 10 名を除く残り 10 名について、本来の報酬支給日から遡及して支給された日までの期間に係る遅延損害

金を支払うもの。

## 会計年度任用職員遡及報酬等支払に伴う遅延損害金一覧表

No.	職名	氏名	住所	遅延損害金 (円)
1				7,454
2				16,092
3				8,421
4				6,584
5				1,116
6				5,894
7				224
8				2,545
9				6,033
10				6,747
合計				61,110